

十島村公告第6号

地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき、十島村会計年度任用職員に係る選考を次により実施する。

令和8年4月14日

十島村長 久保 源一郎

令和8年度十島村会計年度任用職員（子ども子育て支援員）募集要領

1 職種及び採用人員

(1) 職種 子ども子育て支援員

(2) 採用人員 各施設1名

2 雇用期間 採用の日から令和9年3月31日まで

※最長3年間を限度として、勤務の状況に応じて雇用を延長する場合があります。

3 勤務地、応募資格、業務内容等

(1) 応募資格：健康で、かつ意欲をもって職務を遂行する者で、地方公務員法第16条の規定に準じ当該各号の規定に該当しない者で、次に掲げる資格要件を満たしている者。

① 学校教育法による高等学校以上を卒業した者

② 村内に住所を有する者又は現在村外に住所を有しているが採用後は施設の所在する地域に居住し、採用予定日から就業可能な者

③ 次のア～エのいずれかに該当しない者

ア 日本の国籍を有しない者

イ 国又は他自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者

ウ 市町村民税等公共料金を滞納している者

エ 村の各種委員会の委員である者

オ 地方公務員法第16条の欠格要件に該当する者

地方公務員法第16条

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を

結成し、又はこれに加入した者

(2) 勤務地、資格要件、業務内容、勤務時間等

項目	要件等
勤務地	口之島・小宝島子育て支援拠点施設
所属課	住民課
資格	不要とするが、保育士の資格を有する者、実務経験を有する者は優遇する。
業務内容	所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。 (1) 子育て支援拠点事業及び保育業務の実施 ① 地域の保育需要に応じた保育業務を実施すること。 ② 保健師、看護師、及び栄養士等との連携のもと、子育て支援拠点事業を実施すること。 ③ 子どもの一時預かり (2) 地域の子育て支援に関する情報を提供し、子育てに関する学習会等を実施すること。 (3) 地域の子育て家庭に対する相談指導を行うとともに、子育てに関する援助を行うこと。 (4) 子育て親子の地域及び学校等との交流の促進 ① 親子で遊び、学ぶ場を提供すること。 ② 地域や学校等の関係者と連携し協力する。 ③ 地域や学校等と連携し行事に参加すること。 (5) その他村長が子育てに関し必要があると認める業務
勤務時間	午前8時30分から午後4時30分まで（午前12時から午後1時までは休憩時間。土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律による休日並びに年末年始の休日（12月28日から翌年1月3日まで）を除く。） ※業務の状況で振替可。
休日等	年次有給休暇のほか、有給・無給の特別休暇があります。
報酬	月額（見込み） 182,910円～219,870円 （資格及び経験年数により算定します。出勤日数により変動します。） ※報酬の積算内訳

	日額 8,710 円×21 日 = 182,910 円 日額 10,470 円×21 日 = 219,870 円
賞与	年間最高 2.45 月 (内訳) 期末手当 基本給の 0.7125 月×2 回 勤勉手当 基本給の 0.5125 月×2 回
定期昇給	報酬月額範囲内であり
居宅	指定する村営住宅 (自宅があるときは自宅)
加入保険	健康 厚生年金 雇用保険
退職金	なし
その他	自宅がない場合、3 年間は村営住宅を無償貸与資格を有する者の勤務の状況次第では、保育専門員 (月額 276,100 円 (うち手当 50,000 円)) として 3 年に限らず雇用する場合があります。

(3) 地方公務員法の服務規定が適用され、分限、懲戒の対象となります。

ア サービスの根本基準 (法第 30 条)

イ サービスの宣誓 (法第 31 条)

ウ 法令等及び上司の職務命令に従う義務 (法第 32 条)

エ 信用失墜行為の禁止 (法第 33 条)

オ 秘密を守る義務 (法第 34 条)

カ 職務に専念する義務 (法第 35 条)

キ 政治的行為の制限 (法第 36 条)

ク 争議行為等の禁止 (法第 37 条)

ケ 営利企業への従事等の制限 (法第 38 条。パートタイム除く。)

4 選考の方法

書類審査のほか、WEB 試験、面接試験

- ・ WEB 試験は、事務能力検査、適性検査を行います。
- ・ 面接試験は、十島村役場 (鹿児島市泉町 14 番 15 号) で行います。

5 合格通知 文書で各人に通知します。(WEB 試験はメールで通知)

6 応募手続き

(1) 応募書類の提出先及び問い合わせ先

十島村役場総務課総務係

〒892-0822 鹿児島市泉町 14 番 15 号

TEL 099-222-2101

様式は、ホームページからダウンロードしてください。

(2) 申し込み方法（書類提出又はWEBでお手続きください。）

① 申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出すること。郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず書留郵便とする。

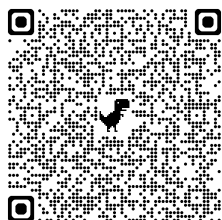
- i 会計年度任用職員応募用紙
- ii 履歴書・身上書
履歴書に顔写真を貼付すること（縦4.5 cm、横3.5 cm）
- iii 面接カード
- iv 成績証明書、又は成績見込み証明書
 - ・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。（専門学校など該当しない教育機関があります。必ず確認してください。）
 - ・ 保存期間後で証明できない場合、その旨の証明書を添付ください。
 - ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効
- v 卒業証明書、又は卒業見込み証明書
 - ・ 学校教育法に基づく高等学校、短大、大学等のうち、最終学歴となる学校が発行するものに限る。（要確認）
 - ・ 提出日から3か月以内の発行のみ有効
- vi 資格者証の写し

② WEBでのお申込みは、次のURLからお手続きください。

URL

```
https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?LDG0ShmMU/oW/UdL/ewuNbNH5T7cxF2c22qXydQXWaG94FycrWwJ8moSyEp76czLxTC+N29vNA1hrk9J8/xngRQ8LZgg+eure95ocTtx8umwgalXZ1bDkf49nLFhHNOxLzxdDmMdsf/R05m/lwKrnA==
```

次のQRコードからもご利用できます。



(3) 受付期間

必要要員に達し次第、募集を締め切ります。

申し込み時点で必要要員に達していないか担当課にご確認ください。